

令和8年度 インターンシップ導入促進支援事業 実施要領

令和8年3月30日
(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による就業体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）会員事業者（以下「事業者」という）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2. 助成対象者

地方ト協会会員事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

3. 予算額

1,500万円

4. 助成対象

会員事業者が、全日本トラック協会（以下「全ト協」という）の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。

ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

- (1) インターンシップ受入期間が3日間以上であり、かつ、1日あたりの実施時間が6時間以上であること。
- (2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり、次に掲げる内容を含むものであること。
 - 一 点呼や日常点検等、安全運行に向けた取組みの見学等
 - 二 乗務体験（学校側からの要請又は社内規定により乗務体験を含まない場合を除く）
- (3) インターンシップのプログラムの内容が交付要綱第3条第3号に定める要件を満たすものであること。

5. 助成額

- | | | |
|------------------|-------|------|
| (1) インターンシップ受入期間 | 3日間 | 9万円 |
| (2) インターンシップ受入期間 | 4日間 | 11万円 |
| (3) インターンシップ受入期間 | 5日間以上 | 13万円 |

※上記受入期間は、同一学生に対する受入期間とし、助成金の額は、受入人数にかかわらず、1事業者につき1回限り、上記のとおりとする。

6. 事業の申請

事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、地方ト協が定めた期日までに「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」を地方ト協に提出しなければならない。

7. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日までに実施した事業とし、地方ト協は「実績報告書」を令和9年3月5日までに全日本トラック協会へ提出する。

8. 交付要綱

「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」のとおり

以上